

議案第 76 号

松阪市自転車の放置防止に関する条例の一部改正について

松阪市自転車の放置防止に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 166 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 5 月 30 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市自転車の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

松阪市自転車の放置防止に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 166 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「場所」の次に「又は市が管理する自転車駐車場」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。